

消火器の適応表示に係る法令改正について

このたびは当協会の図書をご利用くださりましてありがとうございます。
さて、平成 22 年 12 月 22 日の法令改正に係る内容について、本書にその内容が反映されておりませんでした。大変お手数をお掛けいたしますが以下の内容についてご確認をお願いします。
なお、詳しくは、総務省消防庁のホームページでご確認ください。
財団法人全国危険物安全協会

平成 23 年度版危険物取扱必携

該当箇所

○ 法令編：巻末カラーページ
「3. 消火器の適応色別標識（消火器規格 第 38 条）」
○ 実務編：130 ページ
「❶ 火災の区別」

訂正する内容

「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成 22 年総務省令第 111 号）により、住宅用以外の消火器の表示すべき事項に消火器が適応する火災の絵表示等が追加され、平成 23 年 1 月 1 日から施行されました。改正後の絵表示は次のとおりです。

改正後

火災の区分	A 火災	B 火災	電気火災
絵表示			
絵表示の色	炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。	炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。	電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。

なお、本書に掲載している次の円形の標識は改正前のものであり、既存の製造所等に設置されている改正前の表示がなされた消火器は、平成 33 年 12 月 31 日まで設置可能である等の経過措置が設けられています。

改正前

A (普通)火災用

B (油)火災用

C (電気)火災用

※ 大きさは、原寸大（B 6 判）